議案第８号

江別市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について

江別市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和８年２月２４日提出

江別市長　後　藤　好　人

江別市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

江別市印鑑登録及び証明に関する条例（昭和４８年条例第４７号）の一部を次のように改正する。

第１４条第２項中「第１２条の２第４項第２号ロ」を「第１２条の２第４項第３号ロ」に改める。

附　則

この条例は、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（令和７年法律第４６号）の施行の日から施行する。